

[学校・職場責任者様へ]

## ＜インフルエンザや胃腸炎の治癒証明書発行等の対応について＞

インフルエンザや胃腸炎などをはじめとする第2種や第3種の疾患について、当院では以下の理由から治癒確認の受診や治癒証明書の発行をお断りしております。

- ・文科省の発行する「学校において予防すべき感染症の解説」

にはインフルエンザを第2種、感染性胃腸炎を第3種と定めています。出席停止については学校保健安全法施行規則第19条において、第2種は決められた期間（インフルエンザは発症後5日経過かつ解熱後2日（幼児は3日）、第3種は「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっています。ここでは治癒証明書の発行は義務付けられていません。

- ・厚労省は新型インフルエンザ流行時に「再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はない」と周知しています。また本文書の中には「症状がないにも関わらず、簡易迅速検査をする意義はない」ことも明言されています。 <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/14478.pdf>

- ・厚労省のホームページ 新型インフルエンザに関する事業者・職場のQ&A では、  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/21.html>

「労働者に対し治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることについては、インフルエンザの陰性を証明することは一般に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける結果になることから、望ましくありません。」

と記載されています。これらは新型インフルエンザの対応ですが、これよりも影響力が少ないインフルエンザや第3種の疾患に対しても当てはまると考えます。

これらから、

- ・第2種（インフルエンザを含む）は決められた期間が経過
- ・第3種は病状により感染のおそれなくなるまで（胃腸炎は下痢・嘔吐の症状が軽減し、体調が改善）すれば、当院は患者様に再診いただかなくとも第2種（インフルエンザを含む）や第3種（感染性胃腸炎を含む）に該当する疾患は治癒証明書を発行せず、該当期間をもって登校（登園）/職場復帰可としています。また迅速診断キットはその診断の性能は検証されていますが、治癒を確認する目的に作られたものではありませんので症状改善後に再検査することはありません。患者様の背景や経過によっては復帰が悩ましい場合もあるかと存じますが、その際はまず学校医や嘱託医へ事前にご相談くださいますと幸いです。

流行期は特に病気に苦しめる患者様が多数殺到し、待ち時間の長期化や限られた医療資源の分配が大きな問題となっています。せっかく病状が改善した患者様を新たな流行疾患に巻き込まないためにも、限られた人員や医療資源を現在疾患に苦しんでいる患者様に注力するためにも、何卒ご理解くださいますようお願い致します。ご不明な点は当院の感染管理室にまでご連絡ください。

安房地域医療センター 病院長

2018年2月1日

[証明書を申請される皆様へ]

## ＜インフルエンザや胃腸炎の治癒証明書発行等の対応について＞

インフルエンザや胃腸炎などの流行期は、症状が軽快した後に「治癒確認のための検査」「治癒証明書の発行」を学校等から求められ、それを目的とした受診のお問い合わせが多くあります。当院では以下の理由からそのような受診や治癒証明書の発行をお断りしております。

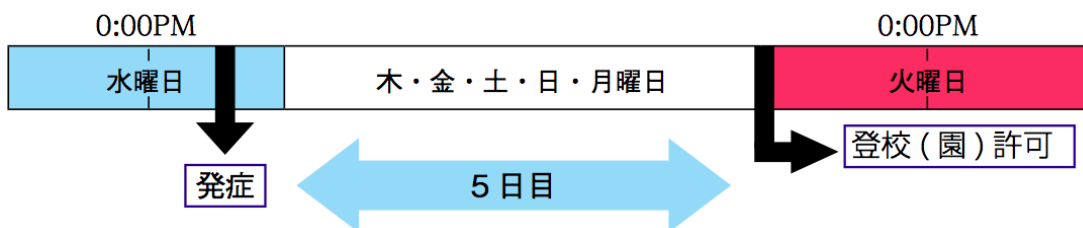
1. 元々、インフルエンザや胃腸炎は出席停止期間が決められている。
2. 再出席に先立っての治癒証明書は法的に不要で、1.の期間が過ぎれば復帰可能である。
3. 迅速診断キットは治癒を確認する目的で作られたものではない。
4. 症状が良くなった方の再診が増え、別な流行疾患を病院内で移しあう危険が起こる。

※1.や2.の根拠については裏面をご参照ください。

よって皆様におかれましては、

### ・インフルエンザは発症後5日経過しかつ解熱後2日（幼児は3日）経過

例) 発症した後5日を経過した場合の登校（園）許可の日。ただし、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過したものとする。



### ・感染性胃腸炎は下痢や嘔吐の症状が軽減し、体調が回復

すれば、皆様に再診をいただかなくとも、当院はそれぞれ登校（登園）や職場復帰は可能と考えております。適宜こちらの書面を治癒証明書の提出先にお渡しください。

当院スタッフは日々皆様の病状回復のため全力で診療にあたっております。しかし流行期は特に、様々な病気に苦しまれる患者様がたくさん来院され、至らぬところが多々出てまいります。そのような中、限られた人員や医療資源を現在まさに苦しんでいる患者様へ力を向けるために、この旨を何卒ご理解くださいますようお願い致します。

なお診断時の説明を再度確認したい場合は改めてご説明を致します。また疾患の経過に合わない不調がある場合は通常の診察予約をお取りしますので、それぞれ窓口にご遠慮なくお申し付けください。

安房地域医療センター 病院長

2018年2月1日